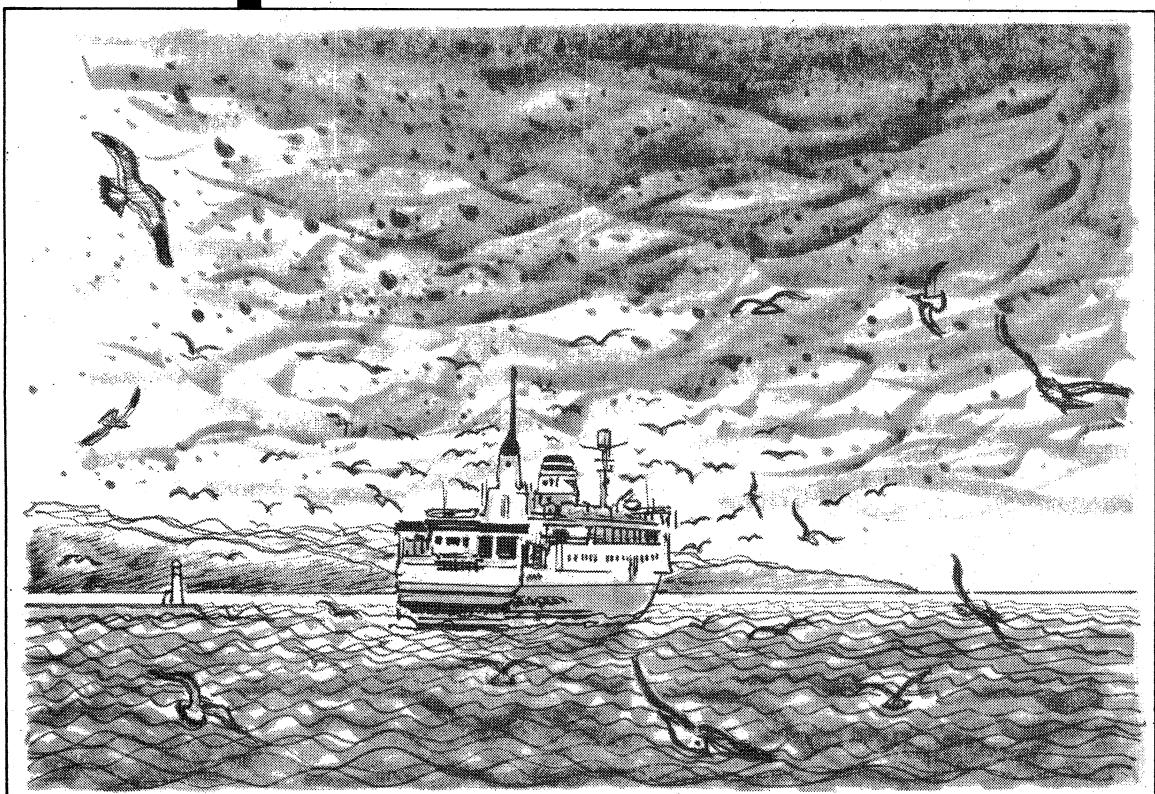


風雪

No.10

FUH·SETSU 1983. 4/15

灯台よ
赤赤と
灯をともせ
舟人よ
赤き灯をめざし
舵をとれ



イラスト・羽原起興

塩見救援会月報

最終弁論を了えて想う」と

私の若干の公判総括

東拘在監 塩見 孝也

1 はじめに

3月28日、控訴審は結審しました。判決は5月下旬とのことです。もはや判決を待つのみで今後どうするかは判決文を十分検討して決めようと思います。

開廷から約9か月の13日廷は、一審判決より3年余り、一審開廷からは満12年、きわめて圧力高く、起伏と緊張に富んだ闘いで、足りないところを痛感するものでしたが、とにかくにも、ここまでやり切ってきたことに感慨を覚えます。この控訴審の間も保釈が勝ちとられなかつたのは残念で、このため防衛権が大きく制限されたことは否めません。

しかし、まずは奮闘してくださった弁護団、S.Q.の仲間たち、家族そして関心を寄せ支援してくださった心ある人々に、心から感謝の意を表したいと思います。あと少しで投獄とよど号事件13周年を迎える。息子は中学三年で今年は受験、カミさんのお経は未だ安まらずですが、二人とも元気にやっています。14歳未満の子供面会禁止に

苦しまれましたが、息子もこの13周年で14歳、苦々しい願籠を出さずとも会えます。春一番が吹いてから二度の雪を迎え、まだ三寒四温が続いています。「江は紅にして、千山は緑なり」とはまだゆかず、仲間が入れてくれた防寒ズボンやセーターも汚れ、一冬のダウンも黒くなりましたが、獄はまだ衣替えとはいきません。

2 「共謀共同正犯論」

反動的反人民性

私の場合、三件とも不法極まる予防弾圧ですが、それにしてもよど号関係での有罪判断は、この事件に赤軍派「議長」として道義的責任は痛感するも、あまりに非合法なウルトラ予防弾圧であり、残念でなりません。また、もう少し有効な反撃がなされたのではなかつたかという悔恨の想いも強いのです。

「共謀共同正犯論」は、9号でも指摘してますように極めて反動的反人民的な法律であり、これを人民が打ち破る、立場、観点、方法を

3 公判闘争の軌跡

「共謀共同正犯論」との闘いにおいては、共謀の具体的態様、事実関係が最大の問題とされるのは当然である。一審ではこの認識が弱く、執擁に共謀が成立したとする共謀的具体的態様に沿り、アリバイ成立をめざすやり方や、前田氏供述書の捏造性を徹底的に暴くこと、あるいは共謀の物的証拠として心証されていた塩見逮捕時所有のメモ・ノートへの予断・偏見を払拭するやり方をとれなかつた。主として路線論争を軸に動機面にしばりつ闘つた。アリバイは最初から追求したが固めきれず、前田氏供述書の矛盾もついたが、何しろ余りに厖大で根気が続かず、メモ・ノートに関しては、その説明が更なるフレーム・アップを招くと考え、沈黙という消極戦術に出で、検察・裁判所の偏見のほいいまにてしまつたこと、したがつて裁判は長期化しましたが、密度高い公判闘争はやり切れなかつたのです。それ故、原審は全面的に検察側意見を採用し、アリバイを一蹴し、前田氏供述書を採用し、四人共謀を認定し、メモ・ノートに関するハイジャック決行のスケジュール表が書かれているとした。そして具体的な実行行為としてハイジャック要員の選定や刀の購入、空港調査を指示とかとされた。また、半月前に逮捕されたという嚴然たる

事実も、「脱落」も認定されず、ハイジャックは「日をおかず」「計画通りにやられた」として、塩見は客観的にも主觀的にも警視庁地下室といふ、責任の縫外の「聖域」からハイジャックをリモート・コントロールした「悪質な奴」とされ、18年というウルトラ判決を下されることとなつた。全く、非情で口惜しい限りのことであつた。

これを不服として私達が控訴したのに対し、検察側はかさにかかる追討をかけ、相殺すべく量刑不当・無期として控訴してきたのである。

私達は一審の総括を踏まえ、

(1) アリバイ立証。

(2) メモ・ノートの積極的説明による偏見と予断の打破。前田氏供述書の捏造性の立証。

(3) 路線論争の存在を軸に、ノート・メモやその他から「長期に恒つて計画的に用意周到に準備した」ことなどないことを立証すること。

共謀成立は塩見逮捕以降であり、路線論争や組織の議長の塩見が逮捕されたことをもって、大きな質的断絶のうえで全く別の体制下で、別の意図でなされたこと。塩見は主觀的にも客観的にも3・15以降をリモート・コントロールする力はなかつたこと。また、具体的な準備の量的割合でも逮捕前と後では

3対97くらいであること。

見つけ連合することは、非常に重要です。

この法律が反人民的なことは明瞭なわけですが、戦前の天皇制絶対主義下の刑法思想の戦後の継承であり、集団を、自立した個人を基本単位として構成された具体的な事実の連繫関係と見ず、「共同意志主体説」とか「目的的行為支配説」とかを論拠とするもので、結局は「共同意志主体」（「共通の組織に属する」と読んでよい）、「目的的行為支配」（「目的や思想が同じ」と読んでよい）とか、もつたいぶつっているが、集団を個の自立を抜きにした一枚岩の家父長的な家族「共同体」をしてみるような思想であり、それ故刑罰認定の基準が、具体的な個人個人の相互の事実関係の認定ではなくて、共通の思想や路線の所有者か、組織に構成員を規定する組織構造があつたか否かで認定されるものである。つまり、封建的な五人組制度とか隣組制度などにみられる封建的家族刑思想であり、専制国家の國家権力が個人を従属させていた刑罰思想である。ここには実行行為を担つた個人の責任に限定する近代刑法の罪刑法定主義の思想は全くないわけで、現行憲法の精神に違反するし、この乱用の戒めとして、適用にあつては個々人の共謀の具体的態様、事実関係が厳密にされねばならないということにも違反します。事実を抜きにした「推認」は許されないし、事実の正確さが要求されるのであります。

り、これに対して、私達は一審以来の沈黙を破案や指導体制図や三つのスケジュール表について、それらが国際調査委の調査の報告事項の職務上の記載以上でなく、ハイジャック指導体制に塩見が参入したこと、一見、実行スケジュールとされるものが、些細に検討してみれば、単なる模擬演習を想定した調査プランでしかなかつたことを明瞭にし、総じてノート・メモは議事録ではなく、記載に規則性がない、雑記帳のようなものでしかなく証拠能力を有さず、そこに散見される記載事項は総じてハイジャック計画を確定し、組織が採用するか否かを決定する前段の調査内容でしかなかつたことを明瞭にした。またその他の記載事項に関しても誤解されないよう説明し得る限りの説明を行つた。私達は本能寺裁判に攻め込んだのである。この点では裁判は最初に想定したのとは全く違う面をつくりだしていったのである。

画やその進行状況を示すのか、それ以前の調査レベルのものは、罪の有無を判定する岐路となる故、裁判官も積極的に尋問し、主として裁判所と塩見の白眉のメモ・ノートの解説論争が展開し、火花が散った。

12回廷のうち、最初は(甲)や(丙)、(乙)の立証を行つていった。そしてまずまずの目的を遂げたが、検察側の反撃のなかで、後半3回廷は完全にメモ・ノート解説に終始した。

第三　　とすれば、根本的に共謀の態様・事持
持ち得ないこと。

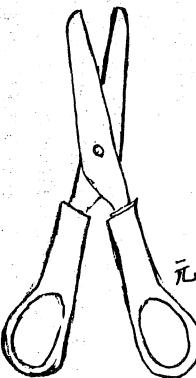
とすれば、根本的に共謀の態様・事実関係が崩壊したわけであり、これだけでも無罪としても不思議ではないこと。

これ迄の共謀論の崩壊を拠張解釈して、ノート・メモの悪解釈に立脚して3月9日・10日から始まっているとかとして糊塗するようなやり方をしないで欲しいこと。

ノート・メモについての塩見等の主張を検討して欲しいこと。

検察側の「共謀共同正犯論」は、3月15日以降に成立した共謀を、塩見未逮捕の3月12・14日に拠張解釈すべく、共謀をデッчиあげたこと。その虚構の共謀成立論を前提にして、今度は逆にそこから、「塩見は逮捕されても、それ以前の権威と共謀によって、責任の専外にあるような、警視庁地下にあって、リモート・コントロールして、田宮、高原をしてハイジャックに走らせた最高に悪質な奴」であり、この関係は『継承的共謀共同正犯』として完全に連携している、とするが、これは、屋上屋を重ねる法の詐計ではないか、を検討してほしいこと。

私は、ハイジャックは自己批判し、一定の道義的責任を表明しますが、検察側の「事実



越井・越井靈廟のハーナー

鹽見孝也

山谷の労働者・人民諸君ノ支援の諸君！ともに氣候的にも、政治的にも、経済的にも苛酷な越年・越冬を闘うものとして監獄から挨拶を送ります。

全世界的にも、日本においても、資本制帝國主義の矛盾が噴出し、資本家階級はありとあらゆる形で、それを労働者人民に転嫁してきます。とりわけ、我々下層労働者人民に転嫁してきます。

黙つて支配階級に従つていたなら殺されてしまいますが、我々にとって生きることは、即ち闘うことです。あるいは、向こうからしかけてくる以上、断固としてやり返すことです。黙つておれば、いいようにされ、殺されてしまふのは諸君の一番知るところでしょう。闘うことによつて、団結することによつて、この帝国主義の不況と政治反動と侵略戦争準備と対決し生き抜こう。他民族排外主義や天皇主義イデオロギーを打破り、朝鮮・アジア第三世界人民・民族と團結し、国際主義の精神

を発揚し、差別と分断の抑圧政治には、反差別人民平等の、トコトンまで人間を大切にする思想で対決しよう。

団結して欲しい。その重要性と術を学び、我々労働者下層が、一人一人皆立派な一人の人間として、生き抜く権利があることを自ら

ノートの解説は、3月12日以前に関しては、結局メモ・ノートの主要な部分の解説が行なわれば、いわゆる「長期に亘つて用意周到にハイジャックが準備された」のか否か、「そういう流れが赤軍派に大勢として進行していた」のか否かの(イ)の判定にも発展していくのである。この段階でやつと一審で私達が必死で主張した路線論争の存在や、組織が国際委と日本委に分化されてなく、塩見は調査委や調査委のキャップでなく、長征軍は国外派遣軍でなく、マフィア・アンタント・ヤブル作戦は鳴物入りで宣伝されたが、実際は行なわれておらず、ハイジャックのための作戦ではなく、刀もハイジャックのためにないこと等が、検討の対象になつたのである。

また、それではよど号事件は一体いかなる動機でなされたのか、について、塩見等が主張するキューバを対象とする国際根拠地略線ではなく、「塩見逮捕に伴う組織的危機を救うため」とか「塩見逮捕による第一次赤軍派末」とかの意味をもつ国外亡命的性格であるとか否かも意識されていった。

事部の半決でも認定したものであり、これは動かせない客観的事実となつてゐること。まず、この決定的な事実をしっかりと踏まえていただきたいこと。

4 裁判所への要請

裁判所の訴訟指揮は、極めて良識ある民主的なものであり、我々の方が証人・証拠提出に難航して足を引張る位であり、私は感謝するものです。裁判所がこれらの審理に付して

— 1 —

の力で証明して欲しい。そして人民のための生産・労働・政治文化を創り出し、人民自身が、自らでもって自らを治める能力があることを示して欲しい。我々は生産と労働の主体であり、資本主義の屋台骨を支えるだけなく、新しい人民の社会を創り出す能力を秘めているのです。我々が一番資本主義に抑圧されていながら、一番最初に試されている以上、誇りをもつて、この課題に応えて欲しい。人民のための人民による人民自身の政治を創り出し、真に人民的な革命的な民主主義を実現して欲しい。社会主義の人民共同体（コンミニューン）の素地を創り出して欲しい。焦らないで欲しい。一万年を闊う氣概で、隊伍をゆうゆうと整え、独善や主觀主義を克服し、挑発に乗らず力を蓄積し、どんな非法な力も寄せつけない、粘りのある持久的陣地を築いて欲しい。我々の陣地は生活です。生活に基盤をおく政治です。生活を離さず、生活の中で、生活の中から闘おう。愛する者達のために闘うのです。恋人のために、仲間や友達のために、妻や子や夫や兄弟、姉妹のため父母の為に、男達だけで闘つてはなりません。女達や子供達や老人達も参加してゆけるような形で闘うのです。

我々は、ピラピラの衣類とせんべい布団とまずい食料事情の中で、終始、差別と抑圧、暴虐の中で暮らしています。体を壊し、獄死する人もいます。監獄二法はこの獄中者の無権利の奴隸状態を統制化し、侵略と抑圧の姿勢をもつて、この課題に応えて欲しい。人民のための人民による人民自身の政治を創り出し、真に人民的な革命的な民主主義を実現して欲しい。社会主義の人民共同体（コンミニューン）の素地を創り出して欲しい。焦らないで欲しい。一万年を闊う氣概で、隊伍をゆうゆうと整え、独善や主觀主義を克服し、挑発に乗らず力を蓄積し、どんな非法な力も寄せつけない、粘りのある持久的陣地を築いて欲しい。我々の陣地は生活です。生活に基盤をおく政治です。生活を離さず、生活の中で、生活の中から闘おう。愛する者達のために闘うのです。恋人のために、仲間や友達のために、妻や子や夫や兄弟、姉妹のため父母の為に、男達だけで闘つてはなりません。女達や子供達や老人達も参加してゆけるような形で闘うのです。

婆の体制を基礎付けるものです。
寄せ場で、闘う者も監獄で闘うものも、階級基盤も置かれている環境でも、闘う対象も、深い同質性と連繋性があり、両者は兄弟のようないふものです。

兄弟・姉妹よ、互いに人民に奉仕し合い、

越年・越冬に勝利しようではないか！

一九八二年十二月二六日

獄中歌 塩見孝也



チヨモランマ（エペレスト）登山隊遭難
加藤保男氏絶望視残念

【9号の訂正】

- P3、下段6行目、「体系は哲学たる⋮」を「体系的哲学たる⋮」に。
- P4、下段後ろから8行目、「二大差異」を「三大差異」に。
- P6、「獄中歌」「蒼空澄みし」→「蒼空澄みて」
- P9、中段後ろから10行目、「解放派の中大事件」を「解放派の神大事件」に。
- P11の「会計状況」のカンパの欄が「四万六千七百六十円」になっていましたが、「二十一万三千七百六十円」の間違いでした。

すがすがし、山男二人、記録残し、
チヨモランマの嵐に死せり
丈夫の想いよ 天に届けよと、
登り極めて闘い果てし



こえ

若宮 正則（大拘在監）

前略

ハガキ受け取っています。どうもありがとうございます。下獄する気だったのに急に行政訴訟の話が持ち上がり、一時下獄が先に延びましたがあと半月ぐらいすれば訴訟手続きも完了するので、その時点で下獄するつもりです。下獄後の僕の連絡先を書いておきます。——略——

元はもう中学生ですか。月日のたつのは早いものだ。赤ん坊を抱いて横浜の事務所出入りしていくあれからもう十四年もたつんですね。苦痛、犠牲ばかりが多くて喜び、成果の少ない十四年だったと思う。——略——僕の残刑は三年なので、満期は八年の春です。釈放されたら連絡します。（連絡のない場合は、死んだか、世を捨てたものと思つてください。）三年後の再会を楽しみに、今日はこれで失礼します。お元気で。

一九八三年二月二八日

飯田 博久（東拘在監）

いつも風雪の差入れをいただき感謝しています。ありがとうございます！



北風と太陽と旅人の童話を例にされば、北風が、旅人とオーバー置付ける人々が差別者としてあら

中年のたわごとK・S
日々の営みの中、
時は移る
髪に白髪を数える頃。
失われた時の大きさに驚かされる。
時の流れの静寂の中に
独り佇み、
十年前も今も少しも変らぬ時を
生きていると想い続けた。
しかし、時は、非情なまでの
公平さで
生きとし生けるもの
すべてを流れの中に
投げ出し続けた。

おかげで、私は心は童女のままに姿形は早くも中年のおばさま。何よりも自由を求めてきたのに歳重ねる毎に増える手枷、足枷。繰り言を星の数程並べ立てても過ぎ去った時は還らない。頭を上げて、背筋を伸ばし、歩を進めよう。ただ流れに翻弄されるは我が意志にあらず。

塩見さんへの、なにがなんでも力の論理＝ミリタリズムを見て、う権力の弾圧。なりふりかまわずの訴追デッчи上げに支配する側の力の論理＝ミリタリズムを見た。腹が立つて仕方がありません。とうのは、その事件や状況こそ異なるものの、事のは非に関わらず支配者らの都合で無実であるにもかかわらず、その権力を振つて赤堀政夫さんや石川一雄さんや、その他のいわゆる冤罪に苦しむ人々をデッчи上げていくものと本質的には同じだからです。冤罪は、この支配者側のミリタリズムから発生してくる抑圧のひとつなのです。狹義のミリタリズムは軍国主義ですが、その本質は力で押して勝とう、勝たねば解決しない、という精神であり、弱肉強食の論理観リズムだと思うのです。

の関係を無視して己の力でオーバーをふきはがそうとしたこの関係が、ミリタリズムであり、暖かさを求める旅人にボカボカとした日光をそいで、旅人自らが、自然にオーバーを脱ぐに到つた太陽のやり方はナチュラリズム（ここでいうのは自然主義というよりも、ものの道理に従つて互いの満足、共に喜べる方向で解決しようといふ共生の考え方、実行をいいます。以下同じ）といえます。

女性差別の根底は、男性原理＝力の論理＝ミリタリズムであり、女性差別への反対とは、このミリタリズムの否定に他なりません。反戦もまた反核も含め、力によつて問題を解決しようとするミリタリズムへの否定に他なりません。人権侵害への反対も正にこのミリタリズムの否定に他なりません。（従つて殺人者たるばくは自己の内なるミリタリズムを克服しなければならないのです）部落差別も、ミリタリズムの価値体系において位

われています。部落差別反対とはミリタリズムの価値観を否定することといえます。三里塚闘争もまた権力をかさにきたミリタリズムの否定です。「障害者」への価値付をミリタリズムの価値体系からするものが「障害者」差別であり、弱者を作りと、その「弱者」の社会内排除としての保安処分構造があります。つまり、ミリタリズムの価値体系にそった社会秩序にそぐわない存在は全て何らかの形で保安処分を受けてしまいます。それが差別であり、弾圧であり、デッчи上げや施設への投げ込みであり、土地や住居、地域からの排除としてあらわれるわけです。

してみると、ミリタリズムを否定する考え方、行動は、より深く敷衍され展開されるならば、その表面上は互いに異なるやり方をしつつも私たちがう言葉で表現し、考えていても、その根底では、ひとつの中のナチュラリズムを共有しているに違いない。ぼくらはそれを見つけてゆきたい。ぼくのこうい考究方に、風雪一号の塩見さんの、マルクス主義を踏まえつ、仏教・儒教・老荘他さまざまな思想の中の良質性をマルクス主義に付加する、という考え方によく似ていると思いました。ぼくは宗教を信じませんが、宗教を信じ、それに従つて文化を、社会を作っている人々の存在していることは信じています。老荘の思想は権力者に歪曲されて使われましたが、その中にある無政府主義的な、ミリタリズムの否定の精神は、共産主義の理想と同質のところがあると思います。

風雪に救援会報という性格では難しいかも知れませんが、マルクスやレーニンといった人達の時代には知られていかなかった、様々の人間に關する知見をマルクス主義へ付加していくとどうなるのか、マルクスが自らの唯物論の発展を後世の人々にたくした、そのことに答える意味でも、やつて欲しいと思います。原・水爆という兵器の登場で、帝国主義の国々の戦争も普通兵器使用の上にたてられた戦争論のようには展開しなくなりましたが、このようには見事果たさ

◇この三月十五日で塩見孝也氏投獄十四周年、「風雪」発刊一周年を迎えた。

◇歳月は多くの苦難の中に流れ、一歳の乳呑子を十四歳の少年に成長させた。

◇そして、この五月には二審の判決を迎えるとする。

◇ここでも、検察官によつて作られた「供述書」が有力証拠とされてきた。公判の中で「供述書」の信憑性は崩れたものの、判決は予断を許さない。

★塩見孝也氏へ激励の手紙を！ 東京都葛飾区小菅1の35の1のA

風雪No.10	1983年4月15日発行
発 行	塩見救援会
	〒134 東京都江戸川区東葛西5の39の13
	SQ舎
郵便振替	東京7-70588 (SQ舎)
電 話	03-686-6758

～会計状況(1月26日～4月12日)～

● 1月26日からの繰り越し	66,840
● 収入 会費 カンパ	104,000
	10,200
小計	181,040
● 支出 印刷 獄中へ 塩見氏 カンパ 事務運営費	50,000 71,100 62,100 9,000 18,880
小計	139,980
● 差引残高	44,060

に生きられる社会作りを、自分の喜びを得る作業の形で頑張つていただきたいと思います。これからもうろしく！

一九八三年一月二〇〇日

編集後記